

学校プールのシャワー等の凍結防止用排水弁の誤操作による水の流出事案について

熊本市立白坪小学校において、水泳授業の準備の際に、用途を示した表示板が経年劣化により排水弁奥に落下していたため、シャワー等の給水管の凍結防止用排水弁の操作を誤り、46日間にわたり水を流出させる事案が発生しました。

このことについて、市民の皆様に深くお詫びしますとともに、再発防止の取組を徹底してまいります。

【凍結防止用排水弁について】

- ・凍結防止用排水弁とは、冬季に給水管内に残る水を排水させて凍結を防ぐものであり、冬季は開栓し、夏季は閉栓する。
- ・当該学校プールには、プール周辺(トイレ、シャワー、腰洗い場等)に凍結防止用排水弁が1か所ある。プール本体からは独立しており、プールの水量には影響しない。なお、凍結防止用排水弁が設置されていない学校プールもある。
- ・給水管の止水弁を開けた状態で、凍結防止用排水弁を開けると水道水が雨水溝へ流出してしまう。

1 概要

当該学校プール周辺に1箇所設置されている凍結防止用排水弁にある表示板にはその用途が示されていたが、経年劣化で排水弁奥に落下した状態であったため、目視することができず、凍結防止用排水弁を閉栓しておくべきものであると認識できる状態ではなかった。

そのため、水泳授業の開始に伴いプール周辺の給水管の止水弁を開栓する際、誤って、凍結防止用排水弁も開栓してしまい、6月2日から7月17日までの46日の間、水道水を流出させてしまったもの。

2 流出量

本年の使用料と昨年度の使用量の差 9,377 m³ (2,991,263 円)

(参考)・令和7年6月分～令和7年7月分 使用量: 11,231 m³ 使用料: 3,575,759 円

・令和6年6月分～令和6年7月分 使用量: 1,854 m³ 使用料: 584,496 円

3 経緯

・令和7年6月2日

水泳授業開始に備え、教職員3名でプール周辺の給水管の止水弁を開栓する作業を行った。その際、凍結防止用排水弁にある表示板が、経年劣化で排水弁奥に落下した状態であった。表示板には用途が示されていたが、目視することができず、凍結防止用排水弁を閉栓しておくべきものであると認識できる状態ではなかったため、誤って凍結防止用排水弁も開栓してしまった。

・7月17日

開栓する作業を行った教諭の一人が水泳授業終了に伴い、プール周辺の水道管の止水弁を閉める作業を行う。その際、凍結防止用排水弁も閉めた。

※ 当時の止水弁の開閉作業について、3名の記憶が明確でないものの、当該事案の状況から上記経緯である可能性が高いと判断している。

・7月18日

教育委員会事務局学務支援課が、上下水道局から「水道使用量が前年度に比べ大幅に増加している」との連絡を受ける。

学務支援課が水漏れ等の可能性を疑い、学校の水道メーターを確認したが異常は見られなかった。

水道工事業者へ連絡し、調査を依頼した。

7月19日

水道工事業者が学校の水道メーターを確認したが異常は見られなかった。

7月22日

学務支援課が学校へ聞き取り調査したが異常は確認できなかった。

7月25日

学校施設課と水道工事業者と校長が改めてプールを確認したが、異常は見られなかった。

学校への聞き取りで、6月2日の水泳授業の準備の際、誤って凍結防止用排水弁を開けてしまった可能性があることが判明。

実際に凍結防止用排水弁を開けて流水量を確認したところ、計算上の使用量と合致したため、誤って凍結防止用排水弁を開栓したことが原因であると判断した。

4 原因

- (1)凍結防止用排水弁の蓋の裏に貼ってある表示板を見て作業を行っていたが、経年劣化により排水弁奥に落下した状態であったため、認識することができない状態となっていた。
- (2)雨水溝は覆われた構造であったこともあり、水道水の流出に気づくことができず、対策が遅れ、損失を大きくしてしまった。

5 再発防止策

- (1)ラベルの整備に加え、止水弁ごとに色分けするなど、視覚的にわかりやすい識別表示にする。
- (2)水道水の流出が生じた場合でも早期発見できるよう、水泳授業期間中は、定期的に水道メーターや排水に伴う流水音などを確認し、記録する。
- (3)当該学校において、本件の記録を保存し、引継ぎを行う。
- (4)上記再発防止策について徹底するよう、教育委員会事務局から各学校に通知する。

6 職員の処分について

今後、処分については「懲戒処分の指針」に則って行うことになります。

【懲戒処分の指針】

第2 標準例

4 一般服務関係

(8) 不適切な事務処理

ウ その他の不適切な事務処理(故意又は重大な過失によるもの

(イ) 重大な過失により公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(連絡先)

熊本市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話:096-328-2721

課長:榎木 敏之(うめき としゆき)

